

京都市人事委員会告示第2号

京都市職員任用規則第13条の2に規定する人事委員会が必要と認める職についての一部を次のように改正する。

平成21年5月29日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

2 (1)中「及び言語聴覚士」を「, 言語聴覚士及び自動車検査技師(二級自動車整備士の資格及び大型自動車免許を併せて保有している者をいう。)」に改め, 同(2)中「特殊専門職」を「専門職」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は, 告示の日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)